

令和7年度 指名停止措置状況

業者名	指名停止期間	指名停止理由	備考
三菱電機ビルソリューションズ(株)	令和8年1月26日から 令和8年3月25日まで (2か月)	兵庫県内の一般工事等に関し、業務関連法令に重大な違反をしたため。	太子町指名停止基準別表第2の7(4)イ
大日コンサルタント(株)	令和7年12月19日から 令和8年2月18日まで (2か月)	公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受け、かつ、その事実が公表されたため。	太子町指名停止基準別表第2の2(1)ウ (第6条第2項適用)
(株)トーニチコンサルタント	令和7年12月19日から 令和8年2月18日まで (2か月)	公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受け、かつ、その事実が公表されたため。	太子町指名停止基準別表第2の2(1)ウ (第6条第2項適用)
住徳建設(株)	令和7年12月18日から 令和8年1月17日まで (1か月)	兵庫県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、工事等関係者に重傷者を生じさせたため。	太子町指名停止基準別表第1の9
新明和工業(株)	令和7年9月25日から 令和7年11月24日まで (2か月)	公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受け、かつ、その事実が公表されたため。	太子町指名停止基準別表第2の2(1)ウ (第6条第2項適用)
(株)ハマダ	令和7年7月23日から 令和7年8月22日まで (1か月)	兵庫県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、工事等関係者に重傷者を生じさせたため。	太子町指名停止基準別表第1の9
工成建設(株)	令和7年7月23日から 令和7年8月22日まで (1か月)	兵庫県内の一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったことにより、工事等関係者に重傷者を生じさせたため。	太子町指名停止基準別表第1の9
(株)中央技術コンサルタント	令和7年7月22日から 令和8年1月21日まで (6か月)	幹部職員が公契約関係競売等妨害の疑いにより逮捕されたため。	太子町指名停止基準別表第2の3(3)